

書簡をもつて啓上致します。本会長は財団法人交流協会と亜

東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め、及び  
二に関連し、次のとおり了解していることを確認致します。

一 亜東関係協会は横浜に東京事務所の「出張所」を設け、出  
張連絡員一名を駐在させることができる。ただし、

1 同出張所の事務の範囲は、船舶関係、国籍、戸籍、その  
他身分関係事務等とする。

2 関係地方当局との連絡は、東京事務所の名において行う。

二 両協会が、それぞれの在外事務所に派遣する所員の数は五十名をもつて限度とする。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴理事長に重ねて敬意を表します。

千九百七十九年八月八日東京で

財団法人交流協会会長

亜東関係協会理事長

張 研 田 殿

嶺越復三

(亜東関係協会側)

書簡をもって啓上致します。本理事長は亜東関係協会と財団法人交流協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め一、及び二、に関連し、次のとおり了解していることを確認致します。

(交流協会側書簡の一、及び二、引用)

本理事長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に重ねて敬意を表します。

1979年8月8日 東京で

亜東関係協会理事長  
張 研 田

財団法人交流協会会長  
堀 越 禎 三 殿